

別表 1（第 3 条関係）

（ 1 ） 病床確保支援事業

事業概要	新型コロナウイルス感染症患者等を確実に受け入れるため、医療機関に対して病床確保料及び消毒経費等を補助することにより必要な病床を確保する。
補助事業者	感染症患者等入院医療機関
基準額	<p>（ 1 ） 病床確保料</p> <p>別表 3 のとおりとする。また、即応病床使用率（前 3 ヶ月間）が県平均の 70%を下回る医療機関については、別表 4 のとおりとする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合はこの限りではない。</p> <p>※ 休止病床については、即応病床 1 床当たり休床 2 床まで（ICU・HCU 病床は休床 4 床まで）を補助の上限とする。</p> <p>（ 2 ） 消毒経費等</p> <p>知事が必要と認めた額</p>
補助対象経費	新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床の確保に必要な経費及び患者退院後の消毒経費。
補助率	10/10
補助金額	<p>次により算定された額とする。</p> <p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。</p>
補助対象期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日
適用除外項目	第 7 条
その他	<p>（ 1 ） 病床確保の対象となる病床は、県からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保した病床に限る（感染症病床及び新型コロナウイルス感染症患者等を受入れるために休床とした病床を含む）。これらの病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受入れてはいけないものとする。</p> <p>（ 2 ） 病床確保の対象は空床に係る経費であり、空床日数については、以下①、②の日数の合計とする。</p> <p>①県からの要請に基づき病床を確保した日から新型コロナ</p>

	<p>ウイルス感染症患者等の入院前日まで</p> <p>②新型コロナウイルス感染症患者等の退院後、消毒等のため空床とした日数</p> <p>(3) 多床室で新型コロナウイルス感染症患者等を受入れ、当該患者等が使用しない病床を空床にせざるを得なかった場合、当該病床についても病床確保の対象とする。</p> <p>(4) 消毒に係る経費については、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に準じて消毒等を行った場合に要した額を補助対象とする。</p> <p>(5) 病床確保料の補助対象となる感染症患者等入院医療機関は、県から新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断らないこと。正当な理由なく患者を受入れなかった場合には、病床確保料の返還又は申請の取り下げを行うこと。</p> <p>(6) 病床確保料の補助対象となる感染症患者等入院医療機関は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)に病床の使用状況等の入力を実行することにより入院受入状況等を正確に把握出来るようにし、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこと。</p> <p>(7) 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いることとし、県に処遇改善内容の報告をするものとする。</p> <p>(8) 当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。</p>
--	--

別表3（別表1（1）関係）

①重点医療機関である特定機能病院等

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	436,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	74,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

I C U	1床当たり	436,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日
療養病床	1床当たり	16,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	74,000円/日

②重点医療機関である一般病院

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	301,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	71,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

I C U	1床当たり	301,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日
療養病床	1床当たり	16,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	71,000円/日

③協力医療機関

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U	1床当たり	301,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	52,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

I C U	1床当たり	301,000円/日
H C U	1床当たり	211,000円/日
療養病床	1床当たり	16,000円/日
上記以外の病床	1床当たり	52,000円/日

④その他医療機関

・稼働病床の病床確保料の上限額

I C U 1床当たり 97,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 16,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（I C U・H C U病床（重症者・中等症者病床）は4床まで））

I C U 1床当たり 97,000円/日

重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000円/日

療養病床 1床当たり 16,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 16,000円/日

別表4（別表1（1）関係）

①重点医療機関である特定機能病院等

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 305,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

ICU 1床当たり 305,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日

②重点医療機関である一般病院

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 211,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 50,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

ICU 1床当たり 211,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 50,000円/日

③協力医療機関

・稼働病床の病床確保料の上限額

ICU 1床当たり 211,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 36,000円/日

・休止病床の病床確保料の上限額（即応病床1床あたり2床まで（ICU・HCU病床（重症者・中等症者病床）は4床まで）

ICU 1床当たり 211,000円/日

HCU 1床当たり 148,000円/日

療養病床 1床当たり 11,000円/日

上記以外の病床 1床当たり 36,000円/日

